

証券コード 3831
平成19年5月14日

株 主 各 位

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

株式会社パイブドビッツ

代表取締役社長 佐 谷 宣 昭

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年5月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成19年5月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区永田町二丁目12番4号
山王興和ビル 2階 トスラブ赤坂会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第7期（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）事業報告の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 第7期（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）計算書類承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する報酬等の額の改定並びに報酬等の内容決定の件 |
| 第5号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.pi-pe.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年3月1日から
平成19年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴う設備投資の増加や雇用環境にも改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、原油価格をはじめとする原材料の高騰やゼロ金利政策の解除などによるコスト増など不透明感を払拭するには至りませんでした。

当社を取り巻くインターネット業界におきましても、平成18年末現在でブロードバンド契約数が2,576万と前年比15%と引続き大幅な伸びを見せており、今後、一層の技術革新やインフラ整備の充実に伴い、インターネット利用人口もさらに拡大基調が続くものと見込まれます。

一方、平成17年4月の個人情報の保護に関する法律の施行を機に、情報セキュリティの強化が一段と求められる状況となっております。

このような環境の下、当社は顧客のニーズに対応した自社商品の開発・販売・サポートから保守までのプロセスを原則として自社で対応するという当社の強みを生かし、首都圏・関西圏を中心に積極的な営業展開を実施いたしました。

この結果、当期末における有効アカウント数は899件となり、前期末の543件に比べ356件増やすことができました。

また、情報管理体制におきましても顧客からお預かりした大切な情報資産を安全に保管する責任から、プライバシーマークや各種の情報マネジメントシステムの認証を保有し、情報資産の管理体制の充実に図ってまいりました。

以上の結果、当期の業績は売上高が前期比38.4%増の702,103千円、経常利益におきましても株式上場費用が発生したものの26.5%増の208,001千円を、当期純利益も28.3%増加し124,771千円を計上することができました。

② 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は8,554千円で、その主なものは本社オフィスの改装工事7,245千円、本社サーバー設備の取得764千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成18年12月20日を払込期日として公募により1,000株の新株式の発行（発行価額1株につき210,000円）を実施し、総額210,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (平成16年2月期)	第 5 期 (平成17年2月期)	第 6 期 (平成18年2月期)	第 7 期 (当事業年度) (平成19年2月期)
売 上 高(千円)	237,177	336,959	507,299	702,103
当 期 純 利 益(千円)	55,429	87,957	97,243	124,771
1株当たり当期純利益 (円)	7,593.08	12,048.97	12,926.14	8,019.25
総 資 産(千円)	146,632	276,597	375,263	732,032
純 資 産(千円)	90,611	178,569	276,194	594,166
1株当たり純資産額 (円)	12,412.59	24,461.56	35,953.50	36,309.36

- (注) 1. 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。
なお、第7期の1株当たり当期純利益は期首に分割が行われていたものとして算出しております。
4. 当社は平成18年12月20日付で公募による新株発行により、1,000株を発行しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

昨今のわが国における情報セキュリティへの関心の高さから、当社の事業環境は、良好に推移するものと認識しております。当社は、以下の項目を今後の課題と位置付け、更なる事業拡大とともに、信用力の強化を図ってまいります。

1) 競合優位性の確保について

昨今、ソフトウェア業界では、従来のS I（システムインテグレーション）型やパッケージ型の提供モデルだけでなく、サービス型の提供モデルが注目されており、今後、新旧ソフトウェアベンダや新興企業が当社のサービスドメインに参入する流れが加速する可能性があります。当社では、今後も競合優位性を持続するために、次の取り組みを実施してまいります。

①潜在市場の開拓によるサービスのシェア拡大

これまで当社は、首都圏及び関西圏における上場企業等を中心に新規獲得を行って参りました。しかしながら中小企業や地方企業も含めた潜在市場の大きさに比べ、当社のサービスの知名度はまだ低く、普及度合いは十分ではありません。今後は積極的に支店展開を進め、販売エリア及び顧客層を拡大して取引顧客の普及拡大に努めてまいります。

②商品力の強化

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社は、今後も顧客の声を広く収集すると共に、その要望と仕様を入念に吟味しながら、既存サービスの機能強化版を継続的にリリースして商品力を強化してまいります。

③技術部門の陣容の強化

当社のサービスは高度な安全性や処理能力などが常に求められますが、それらを実現するための高い技術力を継続して持ち続けることは容易ではありません。当社は、コア技術を独自開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化することにより、持続可能な高品質サービスの実現を図ってまいります。

④自立的運営体制の充実

当社のサービスでは、販売、サポート及び開発という事業のコア業務を外部に委託することなく、自立的運営体制を構築し、保全し、継続的に強化することが競合優位性を確保する上で重要であると認識しています。しかしな

がら、自立的運営体制を保全することは容易ではありません。当社は引き続き、知識の集約と活用によってコア業務に対する自立的運営体制の充実強化を図ってまいります。

⑤ マネジメント・システムを活用した組織力の強化

当社は、個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築しており、これらシステムが当社の競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。当社は、これらのマネジメント・システムに関して第三者機関による認証を取得しております。これからも継続的にマネジメント・システムを改善し、有効活用することによって、販売、サポート及び開発の各部門を有機的に連携させ、組織力をより一層強化してまいります。

2) 人材の確保・育成について

当社は、前項の競合優位性を確保、保全しながら持続的に成長するために、優秀な人材を数多く確保し、育成することが重要であると認識しております。したがって当社は、知名度向上策の実施、採用活動、教育、研修の強化を通して、人材の確保、育成に努めてまいります。

3) 内部管理体制の強化について

当社は、今後のより一層の事業拡大に向けて、社会からの信用を得ることが極めて重要であると考えております。そのために当社は、更なる内部管理体制の強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成19年2月28日現在）

当社は、顧客情報資産を管理・運用するためのアプリケーション・ソフトウェアを提供する「アプリケーション・サービス事業」を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成19年2月28日現在）

本 社	東京都港区
支 店	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況（平成19年2月28日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62（11）名	6（3）名増	26.9歳	1.2年

(注) 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成19年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 74,600株
- (2) 発行済株式の総数 16,364株
- (3) 株主数 889名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
佐 谷 宣 昭	8,120株	49.62%
キャピタルズワン有限会社	5,480	33.48

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年2月28日現在）

1) 平成17年5月30日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
47個（新株予約権1個につき2株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の数
94株
- ・ 新株予約権の払込金額
無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 27,000円（1株当たり 13,500円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 6,750円
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成21年5月30日から平成26年5月29日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社または当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役または従業員の地位を保有している場合に限ります。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
 - ③新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
 - ④その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

- ・新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

①新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社または当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役または従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

②新株予約権者が死亡したとき。

- ・平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	12個	24株	2名

2) 平成18年5月29日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

42個（新株予約権1個につき2株）

- ・新株予約権の目的である株式の数

84株

- ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 48,000円（1株当たり 24,000円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 12,000円

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成22年5月29日から平成27年5月28日まで

- ・新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、

権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社または当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役または従業員

員の地位を保有している場合に限りです。

- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- ③新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- ④その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

・新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

①新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社または当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役または従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

②新株予約権者が死亡したとき。

- ・平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	20個	40株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成18年5月29日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
56個（新株予約権1個につき2株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
112株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1 個当たり 48,000円（1 株当たり 24,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1 株当たり 12,000円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成22年 5 月29日から平成27年 5 月28日まで。
 - ・新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社または当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役または従業員の地位を保有している場合に限ります。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
 - ③新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
 - ④その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
 - ・新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

 - ①新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社または当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役または従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
 - ②新株予約権者が死亡したとき。
 - ・平成18年 7 月 1 日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。
 - ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当 社 使 用 人	56個	112株	32名

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態（平成19年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	佐谷 宣昭	執行役員技術本部長
取締役	塚田 昌伸	執行役員アプリケーションサービス事業本部長
取締役	堀井 俊和	アプリケーション開発部マネージャー
取締役（非常勤）	東山 明弘	
常勤監査役	志賀 正規	
監査役	高橋 兌治	

- (注) 1. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
2. 監査役高橋兌治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役高橋兌治氏は、株式会社ダイナコム、グラフテック株式会社、株式会社日本イー・エム・シーの監査役を兼務しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	4名	26百万円
監査役	2	7
合計	6	33

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年5月29日開催の第6回定時株主総会において年額400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、当該取締役の報酬限度額とは別枠で当社取締役に対する報酬として年額600万円以内でストック・オプションとして新株予約権を発行する旨決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年5月29日開催の第6回定時株主総会において年額100万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役高橋允治氏は、株式会社ダイナコム、グラフテック株式会社及び株式会社日本イー・エム・シーの監査役を兼務しております。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役高橋允治氏は、すべての取締役会に出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役は240万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る当社規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、法務・コンプライアンス統括部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。また、同部を中心に役職員教育等を行っております。

内部監査室は、法務・コンプライアンス統括部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に代表取締役社長及び監査役に監査結果を報告しております。また、代表取締役社長は取締役会に同監査結果を報告しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存すると共に、取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる環境を整備しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する責任者として代表取締役社長が全社のリスクを統括し、リスクの特性に応じて以下の各委員会がそれぞれ対象となるリスクを管理しております。

情報セキュリティに関するリスクについては、各部門にセキュリティ管理者を定め、セキュリティ管理者及びシステム管理者、個人情報保護管理者を委員とし、執行役員CISO（最高情報責任者）を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置して管理しております。

ASPサービスに関するリスクについては、執行役員を委員とし、執行役員CQO（最高品質責任者）を委員長とするSLM委員会を設置して管理しております。

前記以外のリスクについては、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して管理しております。

以上の体制によって、リスク管理の全社的推進を図っております。

また、内部監査室はリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役に報告し、代表取締役社長が改善策を検討の上取締役会へ報告し、重要な決定については取締役会において改善策を審議・決定する体制を敷いております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程及び取締役会規程等に基づき、取締役の職務を執行するとともに、以下の方針により、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- 1) 職務権限・決裁基準の策定
- 2) 執行役員を構成員とする執行役員会の設置
- 3) 取締役会による中期経営計画の策定、予算管理規程に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- 4) 執行役員会及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役業務充実の為、監査役は内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができ、当該社員が監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を敷いております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は監査役に対し、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項を取締役会を通じて報告しております。また、内部監査室所属の社員は、定期的に実施される監査役との連絡会議において、内部監査の実施状況を報告しております。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を設定しております。
- (8) その他業務の適正を確保するための体制
取締役会は、顧問弁護士、監査法人及び顧問税理士等外部専門家に適宜相談し、コンプライアンス上の重要な問題、取締役及び使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題並びに業務執行の適正を確保する方策について付議しております。取締役会は専門家の意見を踏まえ、これら付議事項について審議・決定しております。

貸借対照表

(平成19年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	675,398	流動負債	123,488
現金及び預金	548,889	未払金	19,959
売掛金	113,466	未払費用	26,267
仕掛品	734	未払法人税等	59,719
前払費用	8,907	未払消費税等	13,514
繰延税金資産	4,203	前受金	1,938
その他	100	預り金	2,090
貸倒引当金	△902	固定負債	14,377
固定資産	56,633	繰延税金負債	14,377
有形固定資産	20,526	負債合計	137,866
建物	3,244	純資産の部	
工具器具備品	10,036	株主資本	594,166
建設仮勘定	7,245	資本金	186,791
無形固定資産	4,248	資本剰余金	96,791
商標権	1,567	資本準備金	96,791
ソフトウェア	2,680	利益剰余金	310,584
投資その他の資産	31,859	その他利益剰余金	310,584
長期前払費用	105	プログラム等準備金	25,192
差入保証金	31,754	繰越利益剰余金	285,392
破産更生債権	210	純資産合計	594,166
貸倒引当金	△210	負債純資産合計	732,032
資産合計	732,032		

損 益 計 算 書

(平成18年3月1日から
平成19年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		702,103
売 上 原 価		127,467
売 上 総 利 益		574,635
販売費及び一般管理費		349,496
営 業 利 益		225,138
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	325	
助 成 金	547	
雑 収 入	0	873
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費	11,046	
株 式 交 付 費	6,963	18,010
経 常 利 益		208,001
特 別 利 益		
補 償 金	3,000	3,000
税 引 前 当 期 純 利 益		211,001
法人税、住民税及び事業税	90,105	
法 人 税 等 調 整 額	△3,875	86,230
当 期 純 利 益		124,771

株主資本等変動計算書

（平成18年3月1日から
平成19年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
			プログラム等 準備金	繰越利益 剰余金			
平成18年2月28日 残高	90,191	191	24,614	161,198	185,812	276,194	276,194
事業年度中の変動額							
新株の発行	96,600	96,600				193,200	193,200
当期純利益				124,771	124,771	124,771	124,771
プログラム等 準備金の積立			577	△577	-	-	-
事業年度中の変動額合計	96,600	96,600	577	124,193	124,771	317,971	317,971
平成19年2月28日 残高	186,791	96,791	25,192	285,392	310,584	594,166	594,166

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（最長5年）における定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却により処理しております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(8) 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は594,166千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

（固定資産の減損に係る会計基準）

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

この変更による損益に与える影響はありません。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この変更による損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,515千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,682株	8,682株	一株	16,364株

(注) 発行済株式の総数の増加8,682株は、平成18年7月1日付にて行った1株につき2株の株式分割による増加7,682株及び平成18年12月20日付の公募による新株式発行による増加1,000株であります。

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税否認	4,296千円
未払社会保険料否認	919千円
貸倒引当金繰入超過額	410千円
減価償却費超過額	1,483千円
繰延税金資産計	7,109千円

(繰延税金負債)

プログラム等準備金	17,283千円
繰延税金負債計	△17,283千円
繰延税金資産(負債)の純額	△10,174千円

(2) 税効果会計に使用する法定実効税率の変更

当事業年度に資本金が1億円超になったことに伴い、当期の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前期の42.0%から40.7%に変更されております。

この結果、繰延税金負債の金額が454千円減少し、当期に計上された法人税等調整額(借方)が454千円減少しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	36,309円36銭
(2) 1株当たり当期純利益	8,019円25銭

6. 重要な後発事象

該当事項はありません。

7. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成19年4月24日

株式会社パイブドビッツ

常勤監査役 志賀 正 規 ㊟

監 査 役 高 橋 兌 治 ㊟

(注) 監査役高橋兌治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第7期（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）計算書類承認の件

議案は、前記提供書面（17頁から22頁まで）に記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 外部の会計専門家による監査を受けることによって当社の計算書類の適正性を確保するため、会社法第326条の定めに基づき会計監査人を設置するものであります（第4条、第34条から第37条）。

(2) 当社株式が平成18年12月21日をもって東京証券取引所マザーズ市場へ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、所要の変更を行うものであります（第12条）。

(3) 会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第426条及び第427条の定めに基づき、会計監査人の責任免除の規定を新設するものであります（第37条）。

(4) 第6章に会計監査人の規定を新たに規定したことに伴い、現行定款第6章第34条から第37条の章数・条数を変更するものであります（第7章第38条から第41条）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 (機関)	第1章 総 則 (機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設)	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第34条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条 会計監査人の報酬等は、監査役の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第6章 計 算 第34条から第37条</p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第7章 計 算 第38条から第41条に繰り下げ</p>

第3号議案 会計監査人選任の件

外部の会計専門家の監査を受けることによって当社の計算書類の適正さを確保するべく、会社法第329条第1項に基づき会計監査人として、あずさ監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	あずさ監査法人	
事務所	主たる事務所 その他の事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号 札幌、盛岡、仙台、山形、金沢、富山、新潟、長野、高崎、埼玉、横浜、静岡、名古屋、三重、岐阜、京都、奈良、大阪、和歌山、神戸、岡山、広島、松山、下関、高松、福岡、長崎
沿 革	昭和60年7月1日 平成5年10月1日 平成16年1月1日	監査法人朝日新和会計社設立 井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。 あずさ監査法人（平成15年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。
概 要	出資金 構成人員	330百万円
	公認会計士 会計士補 新試験合格者 その他職員 合 計 関与会社数	1, 544名（代表社員232名他） 907名 374名 874名 3, 699名 5, 440社

（平成19年2月28日現在）

第4号議案 取締役に対する報酬等の額の改定並びに報酬等の内容決定の件

平成18年5月29日開催の第6回定時株主総会において当社の取締役の報酬額は、年額4千万円以内とし、当該取締役の報酬額とは別枠で当社取締役に対する報酬として年額6千万円以内でストック・オプションとして新株予約権を発行する旨ご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、これを月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額4千万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まないものとします。）とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、現在の取締役の員数は4名であります。

発行する新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりであります。

1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式50株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の数

50個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は1株とする。（ただし上記1. に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した価額を払込金額とする。なお、新株予約権の交付を受けた各取締役は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または、割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い値に、割当日から下記5. に基づき取締役会が定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、年利率1.03を乗じた金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年5月31日から平成29年5月30日までの間で別途取締役会が定める期間とする（権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）。但し、新株予約権の行使の条件または当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、新株予約権の割当先による行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡は原則として認めないが、正当な理由があり、取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は、この限りではない。

7. 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

8. その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- (2) 新株予約権の数

100個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）または、割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い値に、割当日から下記（5）に基づき取締役会が定めた新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、年利率1.03を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年5月31日から平成29年5月30日までの間で別途取締役会が定める期間とする（権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）。但し、新株予約権の行使の条件または当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、新株予約権の割当先による行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。
- ② その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は原則として認めないが、正当な理由があり、取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は、譲渡をすることができない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区永田町二丁目12番4号
山王興和ビル 2階 トスラブ赤坂会議室



交通／地下鉄千代田線 赤坂駅下車徒歩3分
地下鉄丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅下車徒歩5分
地下鉄有楽町線・半蔵門線 永田町駅下車徒歩8分
地下鉄南北線・銀座線 溜池山王駅下車徒歩5分